

災害に係る住家の被害認定基準の改正経緯（浸水被害関係）

R元.10 以前			R元.10 認定基準改定（各支援金額は別）			R3.3 認定基準改定（ 現在 ）（各支援金額は別）		
認定	水浸等	支 援	認定	水浸等	支 援	認定	水浸等	支 援
全壊	床上 1.8m以上	被災者再建支援(H10～) 最大 100 300 万円 公費解体適用(H8～?)	全壊	床上 1.8m以上	被災者再建支援 最大 300 万円 公費解体適用	全壊	床上 1.8m以上	被災者再建支援 最大 300 万円 公費解体適用
大規模 半壊	床上 1m以上 1.8m 未満	被災者再建支援 最大 0 100 250 万円 応急修理（最近の改正） 52 万円（H23） 54.7 万円（H25） 56.7 万円 57.6 万円（H28） 58.4 万円 公費解体適用	大規模 半壊	床上 1m以上 1.8m 未満	被災者再建支援 最 250 万円 応急修理 59.5 万円（R1） 65.5 万円（R4） 公費解体適用	大規模 半壊	床上 1m以上 1.8m 未満	被災者再建支援 最大 250 万円 応急修理 70.6 万円（R5）+ 被害拡大防 止緊急修理 5 万円（R5） 公費解体適用
半壊	床上 1 m未満	応急修理 金額は上記に同じ 公費解体適用	半壊	床上 1m未満	応急修理 59.5 万円（R1） 65.5 万円（R4） 公費解体適用	中規模 半壊	床上 0.5m以上 1 m未満	被災者再建支援 最大 100 万円 応急修理 70.6 万円（R5）+ 被害拡大防 止緊急修理 5 万円（R5） 公費解体適用
一部 損壊	床下浸水	上記支援なし	準半壊	床下浸水（損傷割 合による）	応急修理 30 万円（R1） 31.8 万円（R4）	半壊	床上 0.5m未満	応急修理 70.6 万円（R5）+ 被害拡大防 止緊急修理 5 万円（R5） 公費解体適用
一部 損壊	床下浸水	上記支援なし	一部 損壊	床下浸水（準半壊 に至らない）	上記支援なし	準半壊	床下浸水（損傷 割合による）	応急修理 34.3 万円（R5）+ 被害拡大防 止緊急修理 5 万円（R5）
一部 損壊	床下浸水	上記支援なし	一部 損壊	床下浸水（準半壊 に至らない）	上記支援なし	一部 損壊	床下浸水（準半 壊に至らない）	上記支援なし

全壊の場合は引き続き被災家屋に居住する場合は応急修理の対象となる場合がある。

応急修理の助成額は認定基準の改正とはリンクしない。（過去の金額は調べられる範囲で確認できたもの）

公費解体が半壊に適用されるか否かは、災害による被害の状況で判断される。過去には「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき「特定非常災害」に指定された災害が対象となっている。ただし、令和3年7月の熱海市の土石流災害等例外的に適用されている災害もある。

1 被災者生活再建支援

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓に基き、平成10年に制定された

表1 被災者生活再建支援法の概要

	平成10年支援法制定時	平成16年法改正	平成19年法改正
対象世帯、 支給限度額	用途を限定した上で必要経費を積み上げ方式で支給 全壊 最大100万円 生活関係経費 最大100万円	用途を限定した上で必要経費を積み上げ方式で支給 全壊 最大300万円 生活関係経費 最大100万円 居住関係経費 最大200万円	住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給 基礎支援金(住宅被害程度に応じ支給) 全壊 100万円 大規模半壊 50万円
		大規模半壊 最大100万円 居住関係経費 最大100万円	加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給) 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円
対象経費	家財購入費等	家財購入費等 解体撤去費、整地、ローン利息等	用途の限定なし
支給要件	年収500万円以下(世帯主が45歳以上の世帯700万円以下、世帯主が60歳以上の世帯800万円以下)	年収500万円以下(世帯主が45歳以上の世帯700万円以下、世帯主が60歳以上の世帯800万円以下)	年齢・年収要件撤廃

2 災害救助法

明治32年制定の「罹災救助基金法」に代えて「災害救助法」が制定された

3 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等の特別措置を、政令で定めることとすることにより、将来の大規模災害発生時に迅速に発動できるよう制度化したものである。1996年(平成8年)6月7日に成立し、同年6月14日に施行された。